学　　則

2025 年 4 月～

学校法人　三幸学園
千葉リゾート＆スポーツ専門学校

学校法人三幸学園　千葉リゾート＆スポーツ専門学校　　学則

第１章　　総則

（目的）

第１条　　本校は、学校教育法に基づきスポーツインストラクター等として、健康スポーツに従事しようとする者に必要な知識、技能を教授し、明日の健康産業を担う人材を養成することを目的とする。

（名称）

第２条　　本校の名称は、千葉リゾート＆スポーツ専門学校とする。

（位置）

第３条　　本校の位置は、千葉県千葉市中央区本千葉町８番地 16 号に置く。

第２章　　課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日等

（課程、学科、修業年限及び定員等）

第４条　　本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員
文化教養専門課程	ｽﾎﾟｰﾂﾄﾚｰﾅｰ科	昼	２年	80 人	160 人
	ｽﾎﾟｰﾂ＆ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ科	昼	２年	40 人	80 人
			合計	120 人	240 人

２．在籍期間は、修業年限の２倍を超えることはできない。

（学年、学期）

第５条　　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２．前項の学年を次の２学期に分ける。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

３．教育上必要があるときは、校長の判断により期間の変更をできるものとする。

（休業日）

第６条　本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合は、休業日を変更することができる。

（１）土曜日、日曜日

（２）国民の祝日に関する法律に規定する日

（３）夏季休業　　７月２１日から８月３１日まで

（４）冬季休業　　１２月２５日から１月　７日まで

（５）春季休業　　３月２１日から４月１０日まで

（６）学園創立記念日（６月１０日）。ただし、休業日は６月第１金曜日とする。

２．教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。

３．非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第３章　教育課程、授業時数、単位等

（教育課程、授業時数及び単位数）

第７条　本校の教育課程、授業時数及び授業単位数等は、別表１－１，２のとおりとする。

２．別表１－１，２に定める授業時数の１単位時間は５０分とする。

３．各学科の教育課程は１年間で８００単位時間以上を設定するものとする。

４．教育上有益と認める場合は、他学科の授業科目を履修することができるものとする。

５．各学科にて卒業までに履修させる授業時数及び生徒が１年間に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は別表１－１，２のとおりとする。

（授業の方法）

第８条　本校における授業は、講義、演習、実技、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

２．本校は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。

３．前項の授業の方法により修得する単位数は、各学科の全課程の修了に必要な総授業時数のうち４分の３を超えないものとする。

（単位の基準）

第９条　本校の授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準にて計算するものとする。

（１）講義及び演習科目については１５から３０単位時間の授業をもって１単位とする。

（２）実技及び実習科目については３０から４５単位時間の授業をもって１単位とする。

（３）授業科目について、講義、演習、実技、実習のうち２以上の方法の併用により行う場合については、前２号の組み合わせに応じ、学修の内容をもって個別に単位を定めるものとする。

（成績評価）

第１０条　授業科目の成績評価は、試験、レポート、履修状況等を総合的に勘案して行う。

２．前項の成績評価は、出席時数が授業時数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

３．成績不良の科目については、追試験及び再試験を実施できる。追試験及び再試験に関して必要な事項は別に定める。

（入学後の他の教育施設等における授業科目の履修等）

第１１条　教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程及び高等専門学校における授業科目の履修並びに大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えない範囲で、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

２．前項の規定は、生徒が本校の承認を受けて、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第１２条　教育上有益と認めるときは、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程及び高等専門課程における授業科目の履修並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

２．前項により与えることができる単位数は、前条により与える単位数と合わせて、当該専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えないものとする。

（始業、終業）

第１３条　本校の始業及び終業の時刻は、９時から１７時５０分までとする。

２．前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、時刻を変更して授業を行うことがある。

第４章　　教職員組織等

（教職員組織）

第１４条　本校に次の教職員を置く。

（１）　校長　　１人

（２）　教員　　教員の半数以上は基幹教員とする。

課程	必要教員数	必要基幹教員数
文化教養専門課程	７人以上	４人以上
合計	７人以上	４人以上

（３）　事務職員　　１人以上

（４）　学校医　　１人

２．校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

３．その他、校長の職務を助けるため、副校長を置くことができる。副校長は、校長を補佐し、所属教職員を監督する。

４．その他、必要に応じて助手を置くことができる。

（学校評価）

第１５条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

２．本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

３．前２項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

（教育課程編成委員会）

第１６条　本校の教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容･方法の改善･工夫等を含む。以下同じ。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めるものとする。

第５章　　入学、休学、退学及び卒業等

（入学資格）

第１７条　本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者

（２）　学校教育法第９０条第１項に規定する通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

（３）　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（４）　文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（５）　修業年限が３年以上の専修学校高等課程を修了した者

（６）　文部科学大臣の指定した者

（７）　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

（８）　学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

（９）　本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、１８歳に達した者

（入学時期）

第１８条　本校の入学時期は、毎年４月とする。

（入学手続き、入学許可）

第１９条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。

（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第３４条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。

（３）合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類に所定期日までに別表２－１に定める入学金を添え、手続きを取らなければならない。

（４）校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（５）所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

（保証人）

第２０条　保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。

２．保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとする。

３．保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

４．保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。

５．保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書を提出しなければならない。

（転入学、編入学）

第２１条　本校への転入学･編入学を願い出る者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、選考の上、校長が許可することができる。

２．転入学・編入学に関して必要な事項は、別に定める。

（転科）

第２２条　本校に在学中の者で転科を希望する者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、既に履修した授業科目、単位数等を考慮し、校長が許可することができる。

２．転科に関して必要な事項は、別に定める。

（休学、復学）

第２３条　生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって欠席する場合は、学期を単位として保証人連署の届出により、校長の許可を得て休学することができる。

２．休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により１か年に限り延長を認めることがある。

３．休学期間は、第４条に示す修業年限に含めない。

４．第１項の者が、復学しようとする場合は、校長の許可を受けて学期の始めに限り復学することができる。

５．休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

（出席停止）

第２４条　校長は、学校保健安全法等に基づき、生徒が感染症にかかり又はその疑いがあるとき、その他必要があると認めるときはその生徒に対して出席停止を命ずることができる。

（退学）

第２５条　退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

２．退学に関して必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第２６条　校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

（１）正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者

（２）休学期間を超えてなお復学できない者

（３）入学手続き完了者で、就学意志がない者

（４）死亡した者又は不明となった者

（単位の認定及び時期）

第２７条　授業科目修了の認定は、平素の成績及び試験等による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる。

２．単位認定の時期は学期末又は学年度末とする。

（卒業の認定及び時期）

第２８条　本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に、卒業の認定を行う。

２．前項に定める所定の単位は、卒業要件として以下のとおりとする。

（１）卒業要件単位数は、３１単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。

（２）卒業に必要な要件については、別表１－１，２のとおりとする。

３．課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

４．卒業の時期は、３月又は９月とする。

５．修業年限以上在学し、卒業要件を満たすことができない者は卒業延期者とする。

（称号の授与）

第２９条　第２８条により課程を修了した者には、次のとおり専門士の称号を授与する。

学科名	専門士の称号	公示
スポーツトレーナー科	文化教養専門課程	令和6年1月17日公示
スポーツインストラクター科	文化教養専門課程	令和6年1月17日公示
スポーツ＆アクティビティ科	文化教養専門課程	―

第６章　　科目等履修生、聴講生

（科目等履修生）

第３０条　本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可し、単位を与えることができる。

２．科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

（聴講生）

第３１条　授業の聴講を志願する者がある場合は、本校の教育に支障がない限り、これを許可することができる。

２．聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第７章　　賞罰

（褒賞）

第３２条　成績優秀な者、又は他の模範となる行為があった者は、校長が褒賞することがある。

（懲戒）

第３３条　生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

２．懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

３．前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由がなくて、出席が常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第８章　　納付金、その他

（納付金）

第３４条　本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は別表２－１，２，３のとおりとする。

（納入及び納入の特例）

第３５条　生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

２．生徒は休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。

３．特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

４．別表２－１，２，３のほかに、実習費等の修学に関する費用を徴収する。

（納付金の還付）

第３６条　既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表明をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

（退学者等の納付金納付義務）

第３７条　退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

（健康管理）

第３８条　健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年１回実施する。

２．健康診断、その他健康管理については別に定める。

第９章　　雑則

（改定）

第３９条　本学則は、改定することができる。

２．学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

（施行細則）

第４０条　この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

１．　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

２．　この学則は、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

３．　この学則は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

４．　この学則は、平成 23 年 2 月 1 日より施行する。

５．　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

６．　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

７．　この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

８．　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、第 25 条別表２については、平成 28 年 4 月 1 日入学生からとする。

９．　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

１０．この学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

１１．この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成３１年４月１日一部改正）
この学則は、平成３１年４月１日より施行する。ただし、第７条（教育課程、授業時数及び単位数）、第２２条（休学、復学）、第２７条（卒業の認定及び時期）第２項については、平成３１年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則（2020 年 4 月 1 日一部改正）
この学則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 7 条（教育課程、授業時数及び単位数）については、2020 年 3 月 31 日以前に入学した者であっては、なお従前の例による。

附則　この学則は令和２年４月１日より施行する。

附則　この学則は令和３年４月１日より施行する。
ただし、第７条(教育課程、授業時間数及び単位数)、第２８条(卒業の認定及び時期)第２項については、令和３年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則　この学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、第 7 条(教育課程、授業時間数及び単位数)については令和 4 年 3 月 31 日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則　この学則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、第 7 条(教育課程、授業時間数及び単位数)については令和 5 年 3 月 31 日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。(校名変更、スポーツトレーナー科教育課程変更)

附則　この学則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附則　この学則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。(学科名変更、スポーツトレーナー科・スポーツ＆アクティビティ科教育課程変更)
ただし、第 4 条(課程、修業年限及び定員等)、第 7 条(教育課程、授業時間数及び単位数)、第 29 条(称号の授与)については令和 7 年 3 月 31 日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

別表１－１　教育課程（カリキュラム）
学校名　千葉リゾート＆スポーツ専門学校
学科　スポーツトレーナー科
該当　2025年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次 単位数	1年次 単位時間数	2年次 単位数	2年次 単位時間数	合計 単位数	合計 単位時間数
機能解剖学A	講義	選択	3	45			3	45
機能解剖学B	講義	選択	3	45			3	45
身体運動の基礎科学A	講義	選択	2	30			2	30
身体運動の基礎科学B	講義	選択	2	30			2	30
スポーツ栄養学A	講義	選択	2	30			2	30
スポーツ栄養学B	講義	選択	2	30			2	30
トレーニング理論A	講義	選択必修	1	15			1	15
トレーニング理論B	講義	選択必修	1	15			1	15
アスレティックトレーニング実践と指導Ⅰ	実技	選択必修	1	30			1	30
アスレティックトレーニング実践と指導Ⅱ	実技	選択必修	1	30			1	30
運動障害の予防と救急処置A	講義	選択	2	30			2	30
運動障害の予防と救急処置B	講義	選択	2	30			2	30
運動指導の心理学A	講義	選択	2	30			2	30
運動指導の心理学B	講義	選択	2	30			2	30
スポーツコーチング理論A	講義	選択	2	30			2	30
スポーツコーチング理論B	講義	選択	1	15			1	15
スポーツストレッチ実践A	実技	選択	1	30			1	30
スポーツテーピング実践A	実技	選択	1	30			1	30
スポーツ医学A	講義	選択	4	60			4	60
スポーツ医学B	講義	選択	4	60			4	60
スポーツマネジメントA	講義	選択	2	30			2	30
アスレティックトレーナー特論	講義	選択	2	30			2	30
AT特講Ⅰ	講義	選択	3	45			3	45
リコンディショニングの理論と実際A	実技	選択	1	30			1	30
コンディショニングの理論と実際A	講義	選択	2	30			2	30
PT/MD/BM特講	講義	選択	3	45			3	45
グループエクササイズ指導実践A	実技	選択	1	30			1	30
コンディショニング実践A	演習	選択	2	30			2	30
キャリア教育A	講義	選択	1	15			1	15
キャリア教育B	講義	選択	1	15			1	15
インターンシップ実習A	実習	選択	3	96			3	96
トレーニング理論C	講義	選択必修			1	15	1	15
トレーニング理論D	講義	選択必修			1	15	1	15
アスレティックトレーニング実践と指導Ⅲ	実技	選択必修			1	30	1	30
アスレティックトレーニング実践と指導Ⅳ	実技	選択必修			1	30	1	30
ピラティス実践	演習	選択必修			4	60	4	60
実技試験対策A	実技	選択			1	30	1	30
リコンディショニングの理論と実際B	実技	選択			2	60	2	60
リコンディショニングの理論と実際C	実技	選択			1	30	1	30
スポーツ医学C	講義	選択			4	60	4	60
スポーツ医学D	講義	選択			2	30	2	30
スポーツ医学概論A	講義	選択			3	45	3	45
動作分析とプログラミング	講義	選択			3	45	3	45
コンディショニングの理論と実際B	講義	選択			2	30	2	30
スポーツバイオメカニクスA	講義	選択			2	30	2	30
スポーツバイオメカニクスB	講義	選択			2	30	2	30
スポーツテーピング実践B	実技	選択			1	30	1	30
AT特講Ⅱ	講義	選択			2	30	2	30
AT特講Ⅲ	講義	選択			2	30	2	30
AT特講Ⅳ	講義	選択			2	30	2	30
AT特講Ⅴ	講義	選択			2	30	2	30
AT特講Ⅵ	講義	選択			2	30	2	30
AT特講Ⅶ	講義	選択			2	30	2	30
キャリア教育C	講義	選択			1	15	1	15
インターンシップ実習B	実習	選択			3	96	3	96
専門初期教育	演習	選択	1	15			1	15
トレーニング実践と指導基礎	演習	選択	1	15			1	15
トレーナー理論と実践Ⅰ	演習	選択	3	45			3	45
トレーナー理論と実践Ⅱ	演習	選択	3	45			3	45
トレーナー理論と実践Ⅲ	演習	選択	3	45			3	45
トレーナー理論と実践Ⅳ	演習	選択	3	45			3	45
トレーニング実践と指導応用Ⅰ	実技	選択必修			1	30	1	30
トレーニング実践と指導応用Ⅱ	実技	選択必修			1	30	1	30
スポーツ栄養学ⅠA	講義	選択	2	30			2	30
スポーツ栄養学ⅠB	講義	選択	2	30			2	30
機能解剖学	演習	選択			2	30	2	30
運動指導の心理学	講義	選択	2	30			2	30
運動障害の予防と救急処置ⅠA	演習	選択必修	2	30			2	30
運動障害の予防と救急処置ⅠB	演習	選択必修	2	30			2	30
生活習慣病と運動処方	講義	選択			2	30	2	30
コンディショニング実践ⅠA	演習	選択	2	30			2	30
スポーツストレッチ実践Ⅰ	実技	選択	1	30			1	30
スポーツストレッチ実践Ⅱ	実技	選択	1	30			1	30
スポーツテーピング実践	実技	選択	1	30			1	30
ピラティス理論と実践Ⅰ	演習	選択必修			2	30	2	30
ピラティス理論と実践Ⅱ	演習	選択必修			2	30	2	30
グループエクササイズ実践Ⅰ	実技	選択	1	30			1	30
グループエクササイズ実践Ⅱ	実技	選択	1	30			1	30
グループエクササイズ実践Ⅲ	実技	選択			1	30	1	30
ビジネスマナー	講義	選択	1	15			1	15
エクササイズ・バリエーション	実技	選択	1	30			1	30
トレーナーゼミ	演習	選択	2	30			2	30
スポーツゼミ	演習	選択			2	30	2	30
未来デザインプログラムⅠ	講義	選択	1	15			1	15
未来デザインプログラムⅡ	講義	選択	1	15			1	15
モチベーション・マネジメント	講義	選択			1	15	1	15
キャリア教育Ⅰ	講義	選択	1	15			1	15
キャリア教育Ⅱ	講義	選択	1	15			1	15
キャリア教育Ⅲ	講義	選択			1	15	1	15
キャリア教育Ⅳ	講義	選択			1	15	1	15
トレーニング特論Ⅰ	講義	選択			4	60	4	60
トレーニング特論Ⅱ	講義	選択			4	60	4	60
健康づくり運動の実際	講義	選択			2	30	2	30
運動指導特論Ⅰ	講義	選択			2	30	2	30
運動指導特論Ⅱ	講義	選択			2	30	2	30
運動指導実践	実技	選択			1	30	1	30
コンディショニング実践ⅡA	演習	選択			2	30	2	30
パーソナルトレーナー実践Ⅰ	実技	選択			1	30	1	30
パーソナルトレーナー実践Ⅱ	実技	選択			1	30	1	30
パーソナルトレーナービジネスⅠ	講義	選択			2	30	2	30
パーソナルトレーナービジネスⅡ	講義	選択			2	30	2	30
ボディケア実践Ⅰ	実技	選択			1	30	1	30
ボディケア実践Ⅱ	実技	選択			1	30	1	30
パートナーストレッチ実践Ⅰ	実技	選択			1	30	1	30
パートナーストレッチ実践Ⅱ	実技	選択			1	30	1	30
ボディメイク実践Ⅰ	実技	選択			1	30	1	30
ボディメイク実践Ⅱ	実技	選択			1	30	1	30
ボディメイク実践Ⅲ	実技	選択			1	30	1	30
ボディメイク実践Ⅳ	実技	選択			1	30	1	30
インターンシップ実習Ⅰ	実習	選択	2	60			2	60
サービスラーニング演習Ⅰ	演習	選択	1	15			1	15
総合演習Ⅰ	演習	選択	2	30			2	30
総合演習Ⅱ	演習	選択	2	30			2	30
インターンシップ実習Ⅱ	実習	選択			2	60	2	60
サービスラーニング演習Ⅱ	演習	選択			1	15	1	15
総合演習Ⅲ	演習	選択			2	30	2	30
総合演習Ⅳ	演習	選択			2	30	2	30
合計			106	1851	101	1914	207	3765

※スポーツトレーナー科の生徒が1年間に履修できる単位は、54単位までとする。
※スポーツトレーナー科の生徒が卒業に必要な単位数は62単位とする。
※各年次配当の選択必修科目は、各年次で4単位以上を修得することを必修とする。

別表１－２　教育課程（カリキュラム）
学校名　千葉リゾート＆スポーツ専門学校
学科　スポーツ＆アクティビティ科
該当　2025年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次 単位数	1年次 単位時間数	2年次 単位数	2年次 単位時間数	合計 単位数	合計 単位時間数
インストラクター理論と実践Ⅰ	演習	選択	3	45			3	45
インストラクター理論と実践Ⅱ	演習	選択	3	45			3	45
インストラクター理論と実践Ⅲ	演習	選択	3	45			3	45
インストラクター理論と実践Ⅳ	演習	選択	3	45			3	45
スタジオエクササイズⅠ	実技	必修	1	30			1	30
スタジオエクササイズⅡ	実技	必修	1	30			1	30
トレンドエクササイズⅠ	演習	選択	2	30			2	30
トレンドエクササイズⅡ	演習	選択	2	30			2	30
スポーツストレッチ実践Ⅰ	実技	選択	1	30			1	30
スポーツストレッチ実践Ⅱ	実技	選択	1	30			1	30
スポーツ栄養学ⅠA	講義	選択	2	30			2	30
スポーツ栄養学ⅠB	講義	選択	2	30			2	30
運動障害の予防と救急処置ⅠA	演習	必修	2	30			2	30
運動障害の予防と救急処置ⅠB	演習	必修	2	30			2	30
運動指導の心理学	講義	選択	2	30			2	30
未来デザインプログラムⅠ	講義	選択	1	15			1	15
未来デザインプログラムⅡ	講義	選択	1	15			1	15
キャリア教育Ⅰ	講義	選択	1	15			1	15
キャリア教育Ⅱ	講義	選択	1	15			1	15
コンディショニング実践ⅠA	演習	選択	2	30			2	30
総合演習Ⅰ	演習	選択	2	30			2	30
総合演習Ⅱ	演習	選択	2	30			2	30
ビジネスマナー	講義	選択	1	15			1	15
コースセレクト概論	演習	選択	1	15			1	15
サービスラーニング演習	演習	選択	1	15			1	15
インターンシップ実習Ⅰ	実習	選択	1	45			1	45
トレーニング実践と指導応用Ⅰ	実技	必修			1	30	1	30
トレーニング実践と指導応用Ⅱ	実技	必修			1	30	1	30
トレンドエクササイズⅢ	演習	選択			2	30	2	30
トレンドエクササイズⅣ	演習	選択			2	30	2	30
モチベーション・マネジメント	講義	選択			1	15	1	15
スポーツマネジメント	講義	選択			2	30	2	30
ピラティス理論と実践Ⅰ	演習	必修			2	30	2	30
ピラティス理論と実践Ⅱ	演習	必修			2	30	2	30
キャリア教育Ⅲ	講義	選択			1	15	1	15
キャリア教育Ⅳ	講義	選択			1	15	1	15
総合演習Ⅲ	演習	選択			2	30	2	30
総合演習Ⅳ	演習	選択			2	30	2	30
運動指導特論	講義	選択			4	60	4	60
健康づくり運動の実際	講義	選択			2	30	2	30
運動指導実践	実技	選択			1	30	1	30
トレーニング特論	講義	選択			2	30	2	30
インターンシップ実習Ⅱ	実習	選択			3	90	3	90
グループエクササイズ実践Ⅰ	実技	選択	1	30			1	30
グループエクササイズ指導実践Ⅰ	実技	選択	1	30			1	30
チャイルドスポーツ実践	実技	選択	1	30			1	30
チャイルドスポーツ指導実践Ⅰ	実技	選択	1	30			1	30
イベントプランニングⅠ	講義	選択	2	30			2	30
リテールマーケティングⅠ	講義	選択	2	30			2	30
サッカー実践Ⅰ	実技	選択	1	45			1	45
サッカー実践Ⅱ	実技	選択	1	45			1	45
グループエクササイズ実践Ⅱ	実技	選択			1	45	1	45
グループエクササイズ実践Ⅲ	実技	選択			1	45	1	45
グループエクササイズ指導実践Ⅱ	実技	選択			1	45	1	45
グループエクササイズ指導実践Ⅲ	実技	選択			1	45	1	45
水中運動実践	実技	選択			1	30	1	30
グループエクササイズ理論Ⅰ	講義	選択			2	30	2	30
グループエクササイズ理論Ⅱ	講義	選択			1	15	1	15
チャイルドスポーツ指導実践Ⅱ	実技	選択			1	30	1	30
チャイルドスポーツ指導実践Ⅲ	実技	選択			1	30	1	30
キッズダンス実践Ⅰ	実技	選択			1	45	1	45
キッズダンス実践Ⅱ	実技	選択			1	45	1	45
キッズレクリエーション指導実践Ⅰ	実技	選択			1	45	1	45
キッズレクリエーション指導実践Ⅱ	実技	選択			1	45	1	45
発育発達論	講義	選択			1	15	1	15
イベントプランニングⅡ	講義	選択			2	30	2	30
リテールマーケティングⅡ	講義	選択			2	30	2	30
スポーツプロモーションⅠ	講義	選択			2	30	2	30
スポーツプロモーションⅡ	講義	選択			2	30	2	30
商品開発論Ⅰ	講義	選択			2	30	2	30
商品開発論Ⅱ	講義	選択			2	30	2	30
アプリケーション演習Ⅰ	演習	選択			2	30	2	30
アプリケーション演習Ⅱ	演習	選択			2	30	2	30
モチベーション・インストラクター	講義	選択			2	30	2	30
サッカー実践Ⅲ	実技	選択			1	45	1	45
サッカー実践Ⅳ	実技	選択			1	45	1	45
サッカー指導実践Ⅰ	実技	選択			1	45	1	45
サッカー指導実践Ⅱ	実技	選択			1	45	1	45
スクールマネジメント	講義	選択			2	30	2	30
フィジカルトレーニング指導実践Ⅰ	実技	選択			1	30	1	30
フィジカルトレーニング指導実践Ⅱ	実技	選択			1	30	1	30
合計			54	1020	72	1605	126	2625

※スポーツ＆アクティビティ科の生徒が1年間に履修できる単位は、54単位までとする。
※スポーツ＆アクティビティ科の生徒が卒業に必要な単位数は62単位とする。

別表２－１：千葉リゾート＆スポーツ専門学校　納付金

	入学 検定料	入学金	授業料 （年間）	施設設備費 （年間）	教材実習費 その他 （年間）※
スポーツ トレーナー科	20,000 円	100,000 円	800,000 円	200,000 円	100,000 円～ 200,000 円
スポーツ＆ アクティビティ科	20,000 円	100,000 円	800,000 円	200,000 円	140,000 円～ 190,000 円

※「教材実習費その他」は学年及び選択科目によって異なる。

別表２－２：千葉リゾート＆スポーツ専門学校　卒業延期者納付金

	卒業延期者
施設設備費（年間）	50,000 円
講義科目（1 単位）	10,000 円
演習科目（1 単位）	15,000 円
実技科目（1 単位）	20,000 円
実習科目（1 単位）	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。

別表２－３：千葉リゾート＆スポーツ専門学校　科目等履修生納付金

	科目等履修生
登録料（年間）	30,000 円
講義科目（1 単位）	10,000 円
演習科目（1 単位）	15,000 円
実技科目（1 単位）	20,000 円
実習科目（1 単位）	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。